児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令案に対する意見募集の結果について

令和８年３月
こども家庭庁支援局虐待防止対策課

児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について、令和８年２月５日（木）から同年３月６日（金）まで御意見を募集したところ、計３件の御意見をいただきました。
お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	現状、父親からの虐待（性的虐待等）で、子どもと母親を緊急的に保護しなければならない場合に、児童相談所では母親の一時保護が出来ない。 被虐待児の心理的安定のためには、母親と子どもを母子生活支援施設や乳児院の母子室等で保護できることが被害児の心理的安定と最善の利益に繋がり、その後の支援もスムーズになる。 必要な場合には、被虐待児童とその監護者等を併せて母子生活支援施設等に一時保護委託で来るように改正する必要がある。	母親を含む困難な問題を抱える女性の保護については、基本的に女性相談支援センターが所管しており、ご指摘の母親と子どもを併せて保護することについては、女性相談支援センターや児童相談所等の関係機関が連携して個別のケース毎に検討し対応しているところです。

2	「児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令案について（概要）」の「２.改正の概要」①において、改正後児童福祉法第 33 条第１項第２号の対象が明記されているが、この対象に以下を追加していただきたい。 ・アに定義する施設を運営している法人が設置する児童家庭支援センター ・警察署 ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第９条第６項に規定する一時保護施設	警察への一時保護委託については、改正後の児童福祉法第 33 条第 21 項及び第 22 項の緊急一時保護委託として行っていただくことを想定しています。 児童家庭支援センター及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第９条第６項に規定する一時保護施設については、一時保護を委託するに当たって、登録の基準を満たした場合には、登録一時保護委託者として登録され得るものであると想定しています。
3	改正案を支持する。 児童福祉法施行規則の改正を機に、子育て支援と介護支援の公平性を確保すべき。	府令案への賛成の御意見として承ります。 なお、後段については、今回の意見募集の対象とならない内容です。今後の執務の参考とさせていただきます。